

保健福祉部関係

1 平成22年度 保健福祉部主要事業の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

(2) 主な計画等の概要

鹿児島県保健医療計画

鹿児島県医療費適正化計画

鹿児島県地域ケア体制整備構想

鹿児島すこやか長寿プラン2009

健康かごしま21

鹿児島県がん対策推進計画

鹿児島県障害者計画

鹿児島県動物愛護管理推進計画

あまみ長寿・子宝プロジェクト戦略ビジョン

2 保健所所管区域一覧

3 二次保健医療圏一覧

4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

5 保健福祉部の主な相談窓口

6 市町村の保健福祉担当窓口

県立病院局関係

保健福祉部関係

1 平成22年度 保健福祉部主要事業の概要

(1) 保健福祉部所管の計画一覧

計 画 (所管課)	計画策定年度 計画期間	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H20.3 H20～24 (S62.6作成 H4.6見直し H9.10見直し H14.10見直し H17.9-部見直し H20.3見直し)	本県の保健医療行政の基本的指針 ・保健医療圏及び基準病床数 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・患者の視点に立った良質な医療提供体制の整備 ・安全で質の高い医療の確保 ・地域ケア体制の整備充実 ・健康危機管理体制等の整備 ・持続可能な医療保険制度の構築 根拠：医療法第30条の4第1項	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H20.3 H20～H24	本県の医療費適正化の基本的な方針 ・医療費を取り巻く現状と課題 ・医療費適正化に向けた目標と取組 (1)生活習慣病等の予防 (2)医療の効率的な提供の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	全国医療費適正化計画 (H20～H24)
鹿児島県地域ケア体制整備構想 (保健医療福祉課 介護福祉課)	H20.3 H20～H23	療養病床の再編成等に関する対応方針 ・療養病床の再編成の円滑な推進に向けた取組と療養病床転換推進計画 ・地域ケア体制の整備の促進 根拠：地域ケア体制の整備に関する基本指針	
鹿児島すこやか長寿プラン2009 (介護福祉課)	H21.3 H21～H23 (H6.3作成 H12.3見直し H15.3見直し H18.3見直し H21.3見直し)	本県の高齢者に関する施策全般の計画 ・高齢者の積極的な社会参加の推進 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・介護予防・地域支援の推進 ・多様な介護サービスの提供と質の確保・向上 ・認知症高齢者対策の推進 ・高齢者の快適で安全な生活の確保 ・人材の育成・確保 ・高齢者医療の適切な推進 ・計画の推進 根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	
健康かごしま21 (健康増進課)	H13.3 策定 H20.3 改定 H13～H24	県民の健康づくりを社会的に支援するための健康づくり計画(改定版) ・県民の健康の現状 ・推進方策 ・重要目標項目と対策 ・9つの領域(栄養・食生活,身体活動・運動,休養・こころの健康など)における目標と対策等 根拠：健康増進法第8条第1項	第3次国民健康づくり対策(健康日本21) H12～H24

計 画 (所管課)	計画策定年度 計画期間	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県がん対策推進 計画 (健康増進課)	H20.3 H20～H24	<p>本県におけるがん対策の基本的事項を定めた計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体目標 <ul style="list-style-type: none"> (1)10年以内にがんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減少 (2)10年以内にすべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上 (3)5年以内にがん検診及びがん医療に関する精度管理体制の構築 ・個別目標 <ul style="list-style-type: none"> (1)がん医療機関の整備 (2)がん医療の提供 (3)医療従事者の育成・研修 (4)がんに関する相談体制の整備 (5)がんの予防 (6)がんの早期発見 (7)精度管理 (8)がん登録 (9)普及啓発・情報提供 (10)患者会等の支援 (11)がん研究 <p>根拠：がん対策基本法第11条</p>	がん対策推進 基本計画 H19～H23
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	H15.12 H15～H24 [実施計画] かごしま いきいき障害者 プラン21 H15～H19 鹿児島県障 害福祉計画 第一期 計画期間 H18～H20 第二期 計画期間 H21～H23	<p>障害者施策推進のための基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会のバリアフリー化の推進 ・利用者本位の支援 ・障害者の特性を踏まえた施策の展開 ・総合的かつ効果的な施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)行政機関相互の緊密な連携 (2)広域的かつ計画的観点からの施策の推進 (3)施策体系の見直しの検討 <p>根拠：障害者基本法第9条第2項</p>	障害者基本計画 H15～H24
鹿児島県動物愛護管理 推進計画 (生活衛生課)	H20.3 H20～H29	<p>本県の動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示す計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画目標 「人と動物が共生できる地域社会の実現」 	動物の愛護及 び管理に關 する法律

(2) 主な計画等概要

鹿児島県保健医療計画

- 1 根拠法令
医療法第30条の4第1項
- 2 計画期間
平成20年度から平成24年度まで
- 3 基本理念
「県民が健康で長生きでき、いつでも、どこでも、安心して医療を受けられる鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》
- 4 計画の内容

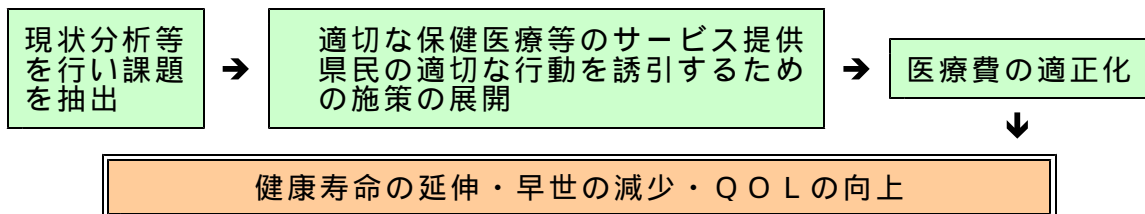
章	主な記載事項
(1) 総論	計画策定の趣旨，本県の概要，地域診断 等
(2) 保健医療圏	保健医療圏の区域
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康増進，保健対策・疾病予防対策の推進 等
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	基準病床数，医療情報提供の推進，医療安全支援センター等
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保，疾病別・事業別の医療連携体制，救急・災害医療体制の整備，離島・へき地医療体制の整備 等
(6) 地域ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実，在宅医療・終末期医療，独居高齢者支援，障害者・難病患者等の支援 等
(7) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策推進，安全・衛生的な生活環境確保 等
(8) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進，後期高齢者医療制度の構築 等
(9) 計画の推進方策	数値目標，計画の推進体制，評価と検討 等

5 基準病床数

病床種別	圏域名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床 及び 一般病床	鹿児島	9,143	11,040	4,327
	南薩	1,453	2,546	1,227
	川薩	1,052	1,662	699
	出水	940	1,117	461
	始良・伊佐	2,688	3,531	2,101
	曾於	482	1,019	637
	肝属	1,732	2,182	923
	熊毛	207	483	37
	奄美	978	1,775	726
	計	18,675	25,355	11,138
精神病床	県全域	8,683	9,974	
結核病床	県全域	214	230	
感染症病床	県全域	38	44	

鹿児島県医療費適正化計画

- 1 根拠法令
高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項
- 2 計画期間
平成20年度から平成24年度まで
- 3 計画の推進方策



4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の概要	計画策定の趣旨，他計画との関係 等
(2) 医療費を取り巻く現状と課題	医療費の動向，生活習慣病の状況，本県の特徴 等
(3) 医療費適正化に向けた目標と取組	
生活習慣病等の予防	健康意識の向上，生活習慣病対策推進体制の強化 等
医療の効率的な提供の推進	医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制の整備，地域ケア体制の整備充実 等
政策目標の達成によって予想される医療費の削減効果	
(4) 計画の推進	計画の評価，計画の推進体制 等

5 目標値と医療費適正化効果

(1) 目標値

項目	平成24年度目標
住民の健康の保持の推進	特定健診受診率：70%以上 特定保健指導実施率：45%以上 メタボ該当者・予備群減少率：H20比10%以上
医療の効率的な提供の推進	療養病床：8,247床 平均在院日数：40.1日

(2) 医療費適正化効果（平成24年度時点）

適正化前(a)	適正化後(b)	適正化効果 (b)-(a)
6,452億円	6,085億円	367億円

鹿児島県地域ケア体制整備構想

1 根拠法令

地域ケア体制の整備に関する基本方針

2 計画期間

平成20年度から平成23年度まで

3 基本理念

「高齢者が、できる限り住み慣れた地域で自立し、社会参画しながら、かつ尊厳を持って、安心して暮らしていける地域社会の実現」

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 地域ケア体制整備構想に関する基本的事項	構想策定の趣旨，位置づけ，圏域の考え方，対象期間 等
(2) 地域ケア体制整備構想の基本理念とビジョン及び戦略	基本理念，ビジョンと戦略
(3) 本県の現状と今後の高齢者の介護サービス等の量の見込み	本県の高齢者の現状，将来の推計
(4) 地域ケア体制の整備の推進	地域ケア体制のあり方，現状と課題，体制整備の基本方針，取組 等
(5) 療養病床の再編整備計画の推進	療養病床の再編整備の基本方針，現状と課題，取組
(6) 構想の実現状況の把握と評価等	状況把握と評価

5 療養病床の再編の計画的な推進

医療療養病床の年度別転換計画

	18.10.1 現在	19.4.1 現在数	年度別増減数					計	23年度末 現在数
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
医療療養病床	9,121	9,134	-	-	-	-	-	△ 1,383	7,751
うち再編成対象	8,390	8,247	△ 214	△ 214	△ 422	△ 215	△ 318	△ 1,383	6,864
転換先 (計)		0	214	214	422	215	318	1,383	1,383
老人保健施設		0	0	0	181	0	93	274	274
その他介護保険施設等		0	214	214	241	215	225	1,109	1,109

(参考)……介護療養病床からの転換分を含めた医療療養病床数

医療療養病床 (再編成分)	8,390	8,247	2	85	△ 422	△ 25	361	0	8,247
------------------	-------	-------	---	----	-------	------	-----	---	-------

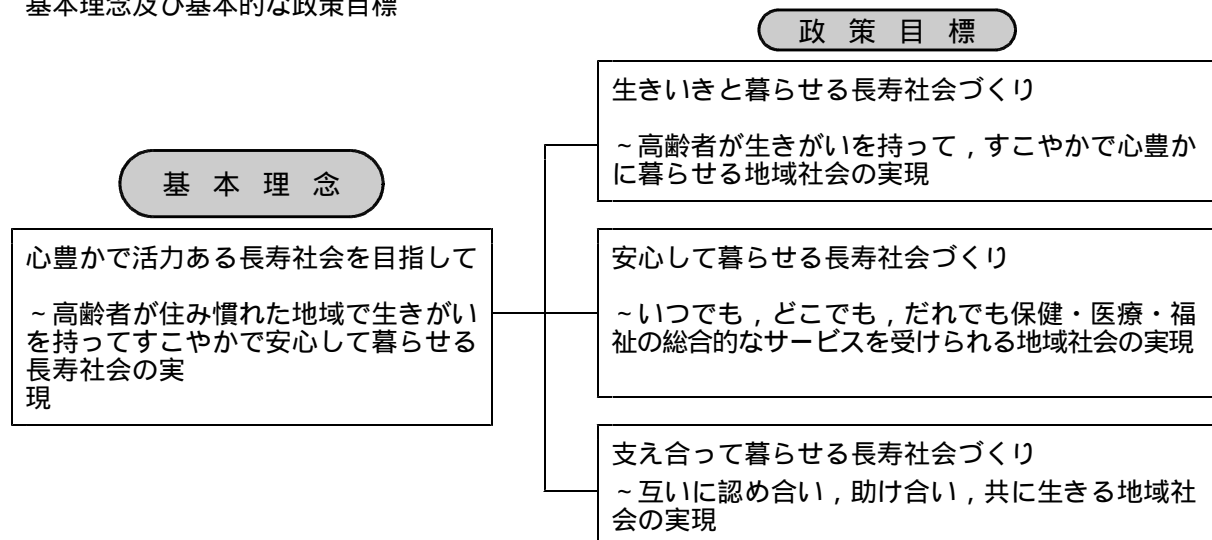
介護療養病床の年度別転換計画

	18.10.1 現在	19.4.1 現在数	年度別増減数					計	23年度末 現在数
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
介護療養病床	2,262	2,177	△ 321	△ 404	△ 154	△ 309	△ 989	△ 2,177	0
転換先 (計)		0	321	404	154	309	989	2,177	2,177
医療療養病床		0	216	299	0	190	678	1,383	1,383
老人保健施設		0	0	0	48	13	178	239	239
その他介護保険施設等		0	105	105	106	106	133	555	555

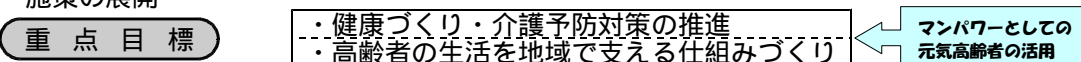
鹿児島すこやか長寿プラン2009

「鹿児島すこやか長寿プラン2009」は、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って、すこやかで、安心して暮らせる社会づくりを進めるとともに、高齢者が様々な形で社会参加し、積極的な役割を果たすことのできる地域社会の実現を目指して、本県の長寿社会にふさわしい社会システムの構築に向けた施策の計画的な推進を図るため、県介護保険事業支援計画を含む総合的な計画として作成したものである。

1 基本理念及び基本的な政策目標



2 施策の展開



主要施策

高齢者の積極的な社会参加の推進	高齢者が、長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして、社会の重要な一員として様々な社会活動へ参加することや、就労及び生きがいづくり等に取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
健康づくり・疾病予防の推進	生活習慣病等を原因とした要医療・要介護状態に陥ることを予防することや、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るためには、若い世代からの取組が重要であることから、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。
介護予防・地域支援の推進	要介護状態の発生や悪化をできる限り防ぐとともに、要介護状態となっても自立した生活を維持できるよう、一人ひとりの状態に応じたサービスの提供や支援、及び高齢者や障害のある方が住み慣れた地域で尊厳を持って安心して暮らしていけるよう地域ケア体制の充実のための施策を推進します。
多様な介護サービスの提供と質の確保・向上	「予防重視型システム」への転換を図る中で、介護や支援を必要とする高齢者に対する適切なサービス提供基盤の整備の推進や介護サービスの質の確保・向上を図るための施策を推進します。
認知症高齢者対策の推進	認知症の予防、早期発見・早期対応のシステムを構築するとともに、認知症高齢者が尊厳を保ち穏やかな生活を送り、また、その家族も安心して社会生活を営むことができるようにするための施策を推進します。
高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者が、住み慣れた地域や家庭で、快適で安全な生活を送れるようにするための施策を推進します。
人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、生活習慣病等の予防や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
計画の推進	計画を効果的に推進していくための方策を定め、適切な進行管理を行います。

3 計画期間

平成21年度から平成23年度までの3か年の計画で、3年後（平成23年度）に見直しを行う。

健康かごしま 2 1

個人が主体的に行う健康づくりのみならず、健康に関連するすべての団体が一体となって、県民の健康づくりを支援するための健康づくり計画として平成13年度に「健康かごしま21」を策定した。

平成17～18年度に実施した同計画の中間評価及びメタボリックシンドローム関連調査の結果を踏まえるとともに、医療制度改革に即して生活習慣病対策の強化を図る内容に改定し、平成20年4月から施行する。

1 計画の目的

<最終目標>

「健やかな鹿児島」の創造

<目的>

早世（早死）の減少
健康寿命（健康に生活できる期間）の延伸
生活の質（QOL）の向上

<基本方針>

一次予防の重視
健康づくり支援のための環境整備
目標等の設定と評価
多様な実施主体による連携のとれた効果的な運動の推進

<背景>

高齢化の進展 生活習慣病の増加 要援護高齢者の増加

2 改定後の計画の概要

(1) 計画期間

平成13年度から平成24年度まで（今回の改定で平成22年度から延長）

(2) 目標年度

平成22年度から平成24年度

(3) 9領域における対策の推進

生活習慣病の発症・重症化を予防するための取組を推進する9領域について、64項目91指標156目標値（今回の改定で整理・追加）を設定し、その達成に向けた対策を引き続き講じる。

栄養・食生活

身体活動・運動

休養・こころの健康

たばこ

アルコール

歯の健康

糖尿病

循環器病

がん

(4) 重要目標項目の設定

- 9領域に共通するテーマであり、計画後半に特に積極的・総合的・集中的に取り組むべき緊急かつ重要な県民の健康課題について、次の3つの重要目標項目を設定し、その関連目標項目と併せて達成に向けた取組を強化する。
- 重要目標項目等に関連して、新たに36指標を追加

メタボリックシンドローム該当者・予備群（出現率）を平成24年度に平成20年度比10%以上減少させる。
年間の自殺者数を平成22年に400人以下にする。
75歳未満のがんの年齢調整死亡率を平成24年に平成17年比7%以上減少させる。
（平成29年に20%減少）

鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「すべての県民が、がんを正しく理解し、がんに向き合い、がんを負けることのない社会の実現を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実はもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

全体目標

10年以内のがんの年齢調整死亡率(75歳未満)の20%減

10年以内にすべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減・療養生活の質の維持向上

5年以内のがん検診及びがん医療に関する精度管理体制の構築

個別目標

普及啓発・情報提供

がんの予防、早期発見への意識向上
骨髄バンク事業の普及
性感染症予防の普及啓発
3年以内に拠点病院のがん医療情報提供体制を整備

がん医療機関の整備

3年以内にすべての二次保健医療圏で拠点病院又は県がん診療指定病院を整備

精度管理体制の構築

市町村／保険者、事業所
県
検診実施機関
医療機関

がん医療の提供

放射線療法／外来化学療法
緩和ケア／在宅、施設医療

がん登録の推進

5年以内に地域がん登録を実施する医療機関を100機関以上
院内がん登録の増加

がんの予防

喫煙をやめたい人を支援
未成年の喫煙、飲酒率を0%
栄養／運動／心の健康

医療従事者の育成・研修

すべての二次保健医療圏で専門医を配置した検診機関を確保
地域医療従事者の研修

がんの早期発見

胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん
5年以内に受診率30%以上
10年以内に受診率50%以上

相談支援体制の整備

拠点病院／県医師会
県、保健所、市町村

がん研究

鹿児島大学
拠点病院
粒子線がん治療研究施設

患者会等の支援

生きがい、仲間づくりの支援
心身両面でのケア体制の推進
社会復帰、就労支援の推進

計画の期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

ただし、基本法において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないとされている。

鹿児島県障害者計画

1 基本的な方針

(考え方)

基本理念

障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション」の理念のもとに、障害者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図る。

(横断的視点)

4つの横断的視点

社会のバリアフリー化の推進

- ・ ソフト、ハード両面にわたる社会のバリアフリー化の積極的な推進
- ・ 「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及促進

利用者本位の支援

- ・ 障害者が住み慣れた地域で自立できることを基本に、適切な支援の実施
- ・ 利用者が、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりの推進
- ・ NPOや地域住民団体との連携、協力の推進

障害の特性を踏まえた施策の展開

- ・ 障害の特性に応じた適切な施策の推進
- ・ 障害者施策の対象となっていない障害者等に対する支援の在り方等の検討

総合的かつ効果的な施策の推進

- ・ 国、市町村等の関係機関との緊密な連携
- ・ サービス水準の格差が生じないように施策、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備
- ・ サービス体系の再構築を図るなど、適宜必要な施策・事業の見直し

2 重点課題

施策の重点化を図るため、重点的に取り組むべき4つの課題を打ち出した。

(4つの重点課題)

活動し参加する力の向上

- ・ 疾病、事故等の予防・防止と治療・医学的リハビリテーション
- ・ 福祉用具とユニバーサルデザイン
- ・ IT革命への対応

活動し参加する基盤の整備

- ・ 自立生活のための地域基盤の整備

精神障害者施策の総合的な取組

- ・ 社会的入院患者の退院・社会復帰のためのサービス基盤の整備
- ・ 精神障害者に対する差別や偏見の解消

離島における対策

- ・ 地域で安心して生活できる環境の整備や福祉サービスを提供できる施策の推進

3 計画の構成について(従来の計画との違い)

- ・ 社会のバリアフリー化、利用者本位の支援など施策を推進するうえでの4つの横断的な視点を掲げている。
- ・ 活動し参加する力の向上、活動し参加する基盤の整備、精神障害者施策の総合取組、離島における対策の4つの重点課題を打ち出している。
- ・ 4つの横断的視点と4つの重点課題を踏まえ、啓発・広報、生活支援、生活環境、教育・育成、雇用・就業、保健・医療、情報・コミュニケーション、国際交流の8つの分野別に基本的方向を設定している。
- ・ 前計画の分野別基本的方向の「福祉」と「スポーツ、レクレーション及び文化」を新計画では「生活支援」とし、新たに「情報・コミュニケーション」を設けた。
- ・ 平成15年度から10年間にわたる障害者施策の基本的方向を定めている。

鹿児島県動物愛護管理推進計画（概要）

計画の経緯 平成17年改正の「動物の愛護及び管理に関する法律」で、動物愛護管理行政を長期的な観点から推進するため、国は「動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針（以下、**基本指針**）」を策定し、各都道府県はそれに即した「**動物愛護管理推進計画**」を策定することが義務づけられました。

基本指針では、学校、地域等において、動物の愛護及び管理に関する教育活動や広報活動等を実施し、都道府県等における犬及びねこの引取り数の半減や、元の所有者等への返還や飼養希望者への譲渡等を進め、不幸な動物の減少を図ることが示されています。

計画の目的 基本指針で示された「動物愛護思想の定着」や、「適正飼養の定着」によって「人と動物が共生できる地域社会の実現」をめざします。

計画の期間 平成20年度～29年度（平成24年度を目途に見直し）

人と動物が共生できる地域社会の実現

計画の内容

動物愛護思想の定着

- 学校等における啓発
 - ・ふれあい教室の開催
 - ・教師を対象とした研修会の開催
- 動物愛護行事
 - ・動物愛護教室の開催
 - ・動物とのふれあい
 - ・「動物愛護週間」の普及
- 動物介在活動の支援等
 - ・補助犬等に関する県民の理解促進
 - ・動物由来感染症の発生防止
- 動物愛護推進員の委嘱・活動の推進
- 県・市町村，獣医師会等，関係者間の協働関係の構築

適正飼養の定着

- 適正飼養の啓発
 - ・終生飼養の推進
 - ・みだりな繁殖の防止
- 模範的飼養者の育成
 - ・譲渡講習会の開催
 - ・しつけ方教室の開催
- 所有者明示の向上
 - ・所有者明示の必要性の普及啓発
- 譲渡・返還の促進
 - ・関係機関との情報の共有
 - ・成犬譲渡の推進
- 動物取扱業の適正化
 - ・取扱責任者研修の実施
 - ・顧客への説明等，法令の遵守
 - ・従業員の育成

基 本 理 念

長寿・子宝・癒しの島 あまみの構築

～ 巡るいのちのキョラジマ あまみの創造 ～

奄美群島の長寿者の多さや合計特殊出生率の高さに着目し、奄美群島の長寿・子宝を支えてきた自然環境や、食材、伝統文化等を活用しながら、群島の情報発信、モノ、人、技術を生かした独自のまちづくり、産業・観光の振興を促進することにより、人々の定住化や移住を進め、奄美群島全体の活性化を目指します。

展 開 方 向 と 方 策

長寿・子宝のまちづくりの促進

長寿・子宝を目指したまちづくり体制の整備
健康・長寿を目指した活動の展開
長寿・子宝支援体制の充実強化
食育推進運動の展開
高齢者の生きがいづくりの促進
伝統文化・行事の伝承と活用
地域情報の集積・発信機能の充実強化

長寿・子宝産業の振興

特産品等の分析・評価システムの構築
長寿・子宝ブランドの確立
特産品の生産能力向上
産業支援体制の充実強化
特産品等の流通・販売拠点整備
情報の共有化と地域文化の情報化

癒し・健康にあふれる観光の振興

健康と癒しの観光の推進
あまみ健康・長寿・癒し体験型観光の推進
長期滞在型観光の推進
観光を支える人材の確保・養成
観光あまみプロモーションの展開

『長寿・子宝・癒しの島 あまみ』の構築に当たっては

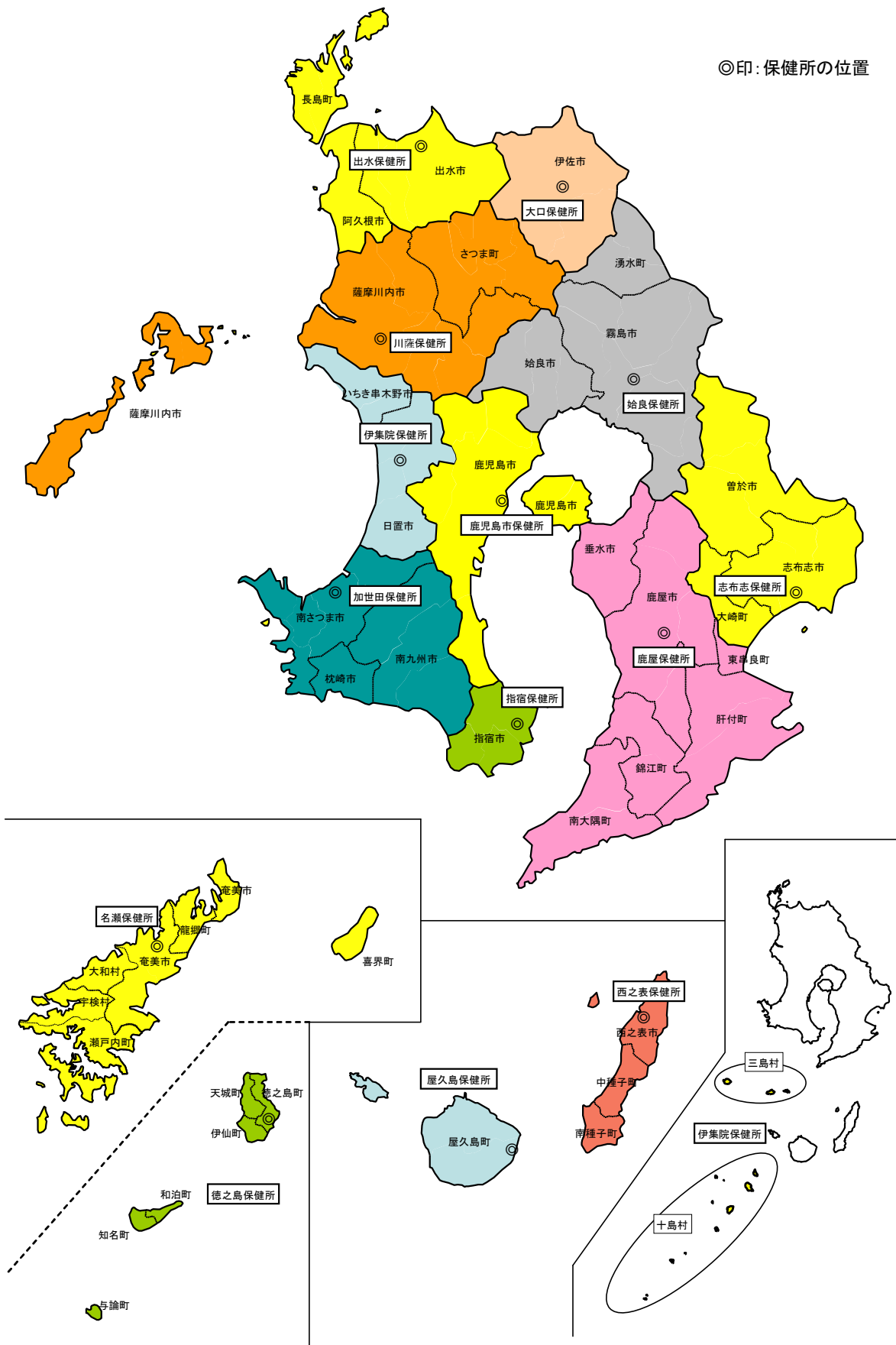
地域の皆様が主体的に、市町村、関係機関・団体等と協働しながら、「あまみ長寿・子宝プロジェクト」についての理解を深め、それぞれの立場で具体的な活動を展開することが大切です。

2 保健所所管区域一覽

平成22年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島市保健所	099(258)2321	〒890-8543 鹿児島市鴨池2-25-1-11	鹿児島市
指宿保健所	0993(22)2171	〒891-0403 指宿市十二町301	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	099(273)3111	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川薩保健所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	0996(63)3111	〒899-0202 出水市昭和町18-18	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	伊佐市
始良保健所	0995(44)7800	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	0994(43)3107	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
名瀬保健所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

保健所所管区域図（平成22年4月1日現在）

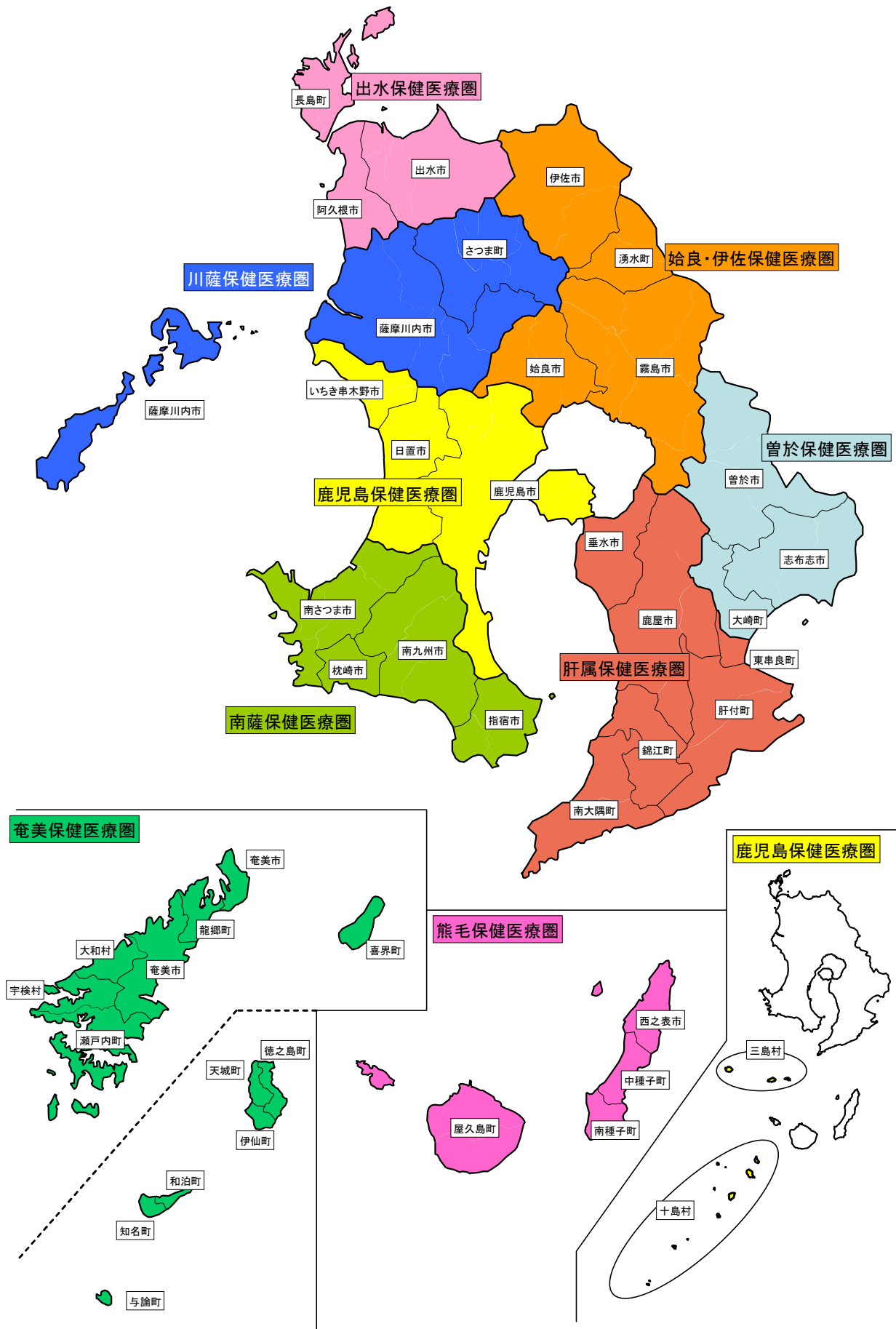


3 二次保健医療圏一覧

平成22年4月1日現在

圏名	市町村数	構成市町村
鹿児島 保健医療圏	5 (3市2村)	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，三島村，十島村
南薩 保健医療圏	4 (4市)	枕崎市，指宿市，南さつま市，南九州市
川薩 保健医療圏	2 (1市1町)	薩摩川内市，さつま町
出水 保健医療圏	3 (2市1町)	出水市，阿久根市，長島町
始良・伊佐 保健医療圏	4 (3市1町)	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
曾於 保健医療圏	3 (2市1町)	曾於市，志布志市，大崎町
肝属 保健医療圏	6 (2市4町)	鹿屋市，垂水市，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛 保健医療圏	4 (1市3町)	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町
奄美 保健医療圏	12 (1市9町2村)	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町，龍郷町，喜界町， 徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
合計 (9圏域)	43 (19市20町4村)	市町村数については，実数

二次保健医療圏図（平成22年4月1日現在）



4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

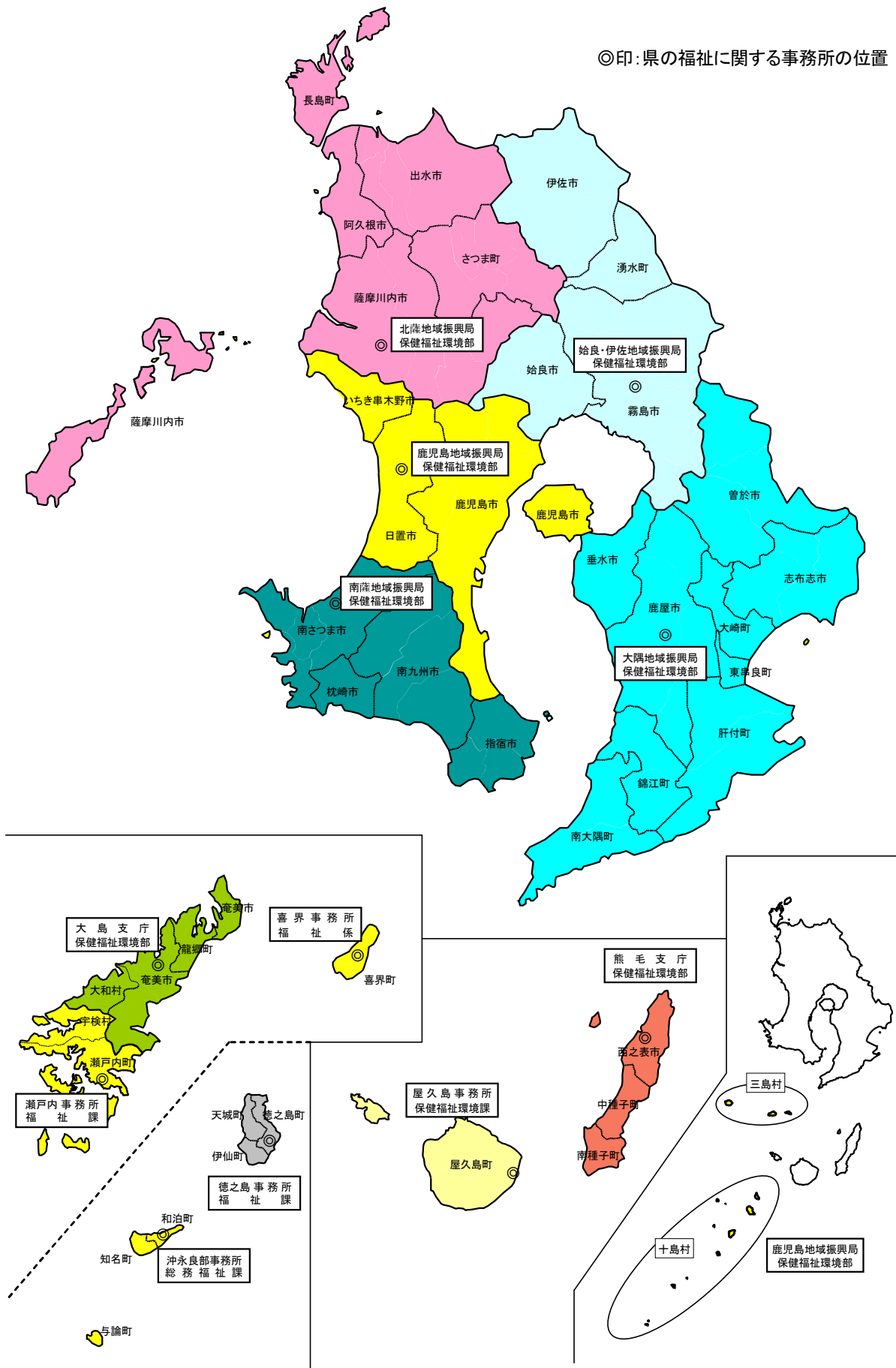
平成22年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	鹿児島市，日置市，いちき串木野市 三島村，十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市，指宿市，南さつま市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	阿久根市，出水市，薩摩川内市， さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7800	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	伊佐市，霧島市，始良市，湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(44)0454	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市 大崎町，東串良町，錦江町， 南大隅町，肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市，中種子町，南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市，大和村，龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	宇検村，瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町，天城町，伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町，知名町，与論町

生活保護法，児童福祉法，母子及び寡婦福祉法に関する事務については，市と長島町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（平成22年4月1日現在）

◎印: 県の福祉に関する事務所の位置



5 保健福祉部の主な相談窓口

平成22年4月1日現在

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容 等	相 談 日	相談時間	問い合わせ先	
各地域振興局・支庁の 保健福祉環境部 (各保健所) 以下は一部を所管 ・屋久島保健福祉環境課 (屋久島保健所) ・瀬戸内事務所福祉課 ・喜界事務所福祉係 ・徳之島事務所保健衛生 環境課(徳之島保健所) ・徳之島事務所福祉課 ・沖永良部事務所総務福 祉課	地域住民の健康の保持及 び増進を図るため、生活習 慣病や難病対策等の専門的 ・技術的拠点として様々な 保健サービスを実施する。 (健康企画課等)	結核，感染症の予防・まん延防止に関するこ と がん，糖尿病等生活習慣病に関するこ と 心の健康に関するこ と エイズ，肝炎に関するこ と アレルギー疾患や複数疾病などについての専 門的栄養指導に関するこ(支所を除く) と 難病に関するこ と 原爆被害者の援護に関するこ と 心身障害児等の療育に関するこ と 歯科保健に関するこ と 未熟児の養育に関するこ と 不妊に関するこ と 出産や育児に関するこ と 認知症，介護予防に関するこ と	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と 年末年始は休み)	8:30-17:00	保健所の連絡先 は314ページに記 載 県の福祉に関す る業務の連絡先 は318ページに記 載	
	住民が快適で安心できる 生活環境を確保するため、 食品衛生や医事・薬事等 における監視指導及び検査等 の業務を行う。 (衛生・環境課等)	食品衛生及び水道の水質等に関するこ と 食中毒の防止に関するこ と 旅館・食堂・乳肉等の営業に関するこ と 温泉の掘削に関するこ と 徘徊犬の捕獲，飼犬などの飼養に関するこ と 狂犬病予防に関するこ と 動物愛護に関するこ と 水質汚濁，大気汚染，騒音，振動，悪臭な どに関するこ(支所を除く) と 産業廃棄物などに関するこ(支所を除く) と 医薬品・毒物劇物等の販売業許可・登録及び 監視指導に関するこ と 薬物乱用防止及び献血・骨髄バンクドナー登 録推進に関するこ と				
	生活保護の実施，児童の 健全育成，母子家庭及び寡 婦への援護等の相談援助や 社会福祉施設等の指導監査 業務を行う。 (地域保健福祉課等)	生活保護の実施に関するこ と 母子家庭及び寡婦の相談や指導に関するこ と 婦人の保護や更生に関するこ と 介護保険サービス等に関するこ と 精神保健福祉に関するこ と 病院や診療所等の監視指導に関するこ(本 所のみ) と 社会福祉法人・施設等の指導監査に関するこ と 配偶者等からの暴力被害に関するこ と				

支所とは、指宿保健所，出水保健所，大口保健所，志布志保健所をいう。

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相談時間	問い合わせ先
鹿児島県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課）	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービスの向上を図るため、患者等の苦情・相談に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う。	患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と 年未年始は休み)	9:00-12:00 13:00-17:00	(099)286-2000
地域医療安全支援センター（県内各保健所）	同 上	同 上	同 上	同 上	県内各保健所
認知症疾患医療センター	認知症に関する早期段階からの適切な診断や対応、認知症に関する正しい理解を図り、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行う。	初診前医療相談に関すること 認知症に関すること 認知症介護に関すること	月曜日～金曜日	9:00～17:00	谷山病院 099-269-4119 宮之城病院 0996-53-1005 松下病院 0995-42-8558 栗野病院 0995-74-1140
老人性認知症センター	老人性認知症疾患患者等の保健・医療・福祉サービスの向上を図るため、専門医療相談、鑑別診断、治療方針の選定、夜間や休日の救急対応を行うとともに、地域保健・医療・福祉関係機関との連絡調整を行う。	診断に関すること 介護技術に関すること 福祉サービスに関すること 施設入所に関すること 入院に関すること 等	毎 日	24時間	三州脇田丘病院 099-264-0667 指宿竹元病院 0993-23-4578 児玉病院 0993-56-0523 宮之城病院 0996-53-1005 大口病院 0995-22-0712 松下病院 0995-42-8558 栗野病院 0995-74-1140 高尾野病院 0996-82-3113
認知症電話相談	家族等からの認知症に関する相談に応じることで、家族の認知症ケアの技術や精神面からの支援を行う。	認知症に関すること 認知症介護に関すること 認知症専門相談先について	火・水・金曜日	10:00～16:00	認知症の人と家族の会 鹿児島県支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-257-3887

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相談時間	問い合わせ先
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図るとともに、福祉用具やバリアフリーモデル住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高齢者にやさしい住宅の普及を図る。	介護に関する相談・助言 住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 (月曜日(祝日の場合は翌日)と年末年始は休み)	9:00-17:00	(099)221-6615
鹿児島県難病相談・支援センター ・県庁健康増進課 ・県内保健所 他	難病患者やその家族の様々なニーズに対応したきめ細やかな相談を行うことにより、患者等の療養上の悩みや不安の解消を図り、患者の自立を支援する。	難病に関する療養，日常生活，各種公的手続，就労等に関すること 公的サービス，患者会等の生活情報の提供に関すること 講演会，研修会等の開催に関すること 患者の交流活動の支援に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:00	県庁健康増進課 県内保健所 他
鹿児島シルバー110番	高齢者の権利擁護，高齢者やその家族が抱える福祉・保健・医療等に係る心配ごとや悩みごと等について，総合的な相談に応じるとともに，各種情報の提供を行う。	生活・福祉相談(福祉相談員) 健康・介護相談(保健師) 医療相談(医師) 年金相談(社会保険労務士) 法律相談(弁護士) 税金相談(税理士) 住宅増改築相談(建築士) 福祉機器相談(福祉機器相談員) ～ は，専門相談日を定めている。	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み 福祉機器相談のみ第2・4土日有り)	9:00-17:00	～ 099-250-0110 0120-165270 099-253-1294
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため，相談及び判定等を行う。	身体障害者手帳の交付に関する事 補装具の給付，更生医療の給付のための判定に関する事 身体障害者更生援護施設の利用に関する事	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	(099)229-2324
県鹿児島知的障害者更生相談所 県大島知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るため相談及び判定等を行う。	療育手帳の交付に関する事 知的障害者援護施設の利用に関する事	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	(099)264-3003 (0997)53-6070
県精神保健福祉センター (自殺予防情報センター ・高次脳機能障害者支援センター)	県民の精神保健の保持増進，精神障害者の福祉の向上，適切な精神医療の推進のため，精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	精神科疾患，アルコール等依存症問題，心の健康に関する事 思春期精神保健に関する事 薬物関連問題に関する事 精神障害者通院医療，精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事 自殺，自死遺族等に関する事 高次脳機能障害に関する事	月(再)・木(新) 水曜日 毎月第3木曜日 電話相談 月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み 月・木 (祝日は除く) 火・木・金曜日 (祝日は除く)	月 9:00-11:00 木 (予約制) (予約制) 14:00-16:00 8:30-17:00 9:00-12:00 13:00-16:00	～ (099)255-0617 (099)255-1282 (人にハートに) (099)252-3366

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
県中央児童相談所 県大隅児童相談所 県大島児童相談所	18歳未満の子どもへの健やかな成長を図るため、様々な相談等に応じる。	養護相談（虐待されているなど環境的問題を有する子どもに関する相談） 心身障害相談（心身の発達に心配のある子どもに関する相談） 保健相談（未熟児、虚弱児及び特定疾患を有する子どもに関する相談など） 不登校相談（登校できない、登校を渋るなどの子どもに関する相談） 非行相談（反社会的行動や好ましくない習癖を持つ子どもの相談） 育成相談（落ち着きがない、家庭内暴力があるなど、しつけや性格、行動に関する相談）	月曜日～金曜日 （要予約） 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)264-3003 (0994)43-7011 (0997)53-6070
子ども・家庭110番 (中央児童相談所内)	子育てに関する不安や不登校・いじめなど、児童のあらゆる問題について、専門の電話相談員が相談に応じる。	子どものしつけのこと 心や身体の発達のこと いじめや不登校のこと	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日は一 時保護所で対応 年末年始は休み〕	9:00-22:00	(099)275-4152
家庭児童相談室	家庭児童相談室は地域振興局及び支庁の地域保健福祉課並びに離島事務所に設けられており、家庭での育児養育の方法や、児童と家庭との人間関係に関する事など、専門的技術を必要とする相談に応じる。	子育てや子どものしつけに関する事 学校生活に関する事 家族関係に関する事	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-16:00	・各地域振興局(鹿児島南薩は除く)の地域保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地域保健福祉課 ・瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部事務所
女性相談センター	要保護女子及び配偶者からの暴力被害女性の相談並びに一般生活上の相談に応じる。	性行又は環境に照らして売春のおそれのある女子の保護更生に関する事 配偶者等からの暴力被害に関する事 日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性に関する事	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)222-1467
県こども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する指導を行う。	心身の発達が気になる児童に関する相談 療育に関する相談	月曜日～金曜日 （要予約） 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)265-0005（代表） (099)265-2400 （相談・予約専用）
県発達障害者支援センター (こども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う。	日常生活に関する相談支援に関する事 発達支援に関する事 就労支援に関する事	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と 年末年始は休み〕	9:00-17:00	(099)264-3720

6 市町村の保健福祉担当窓口

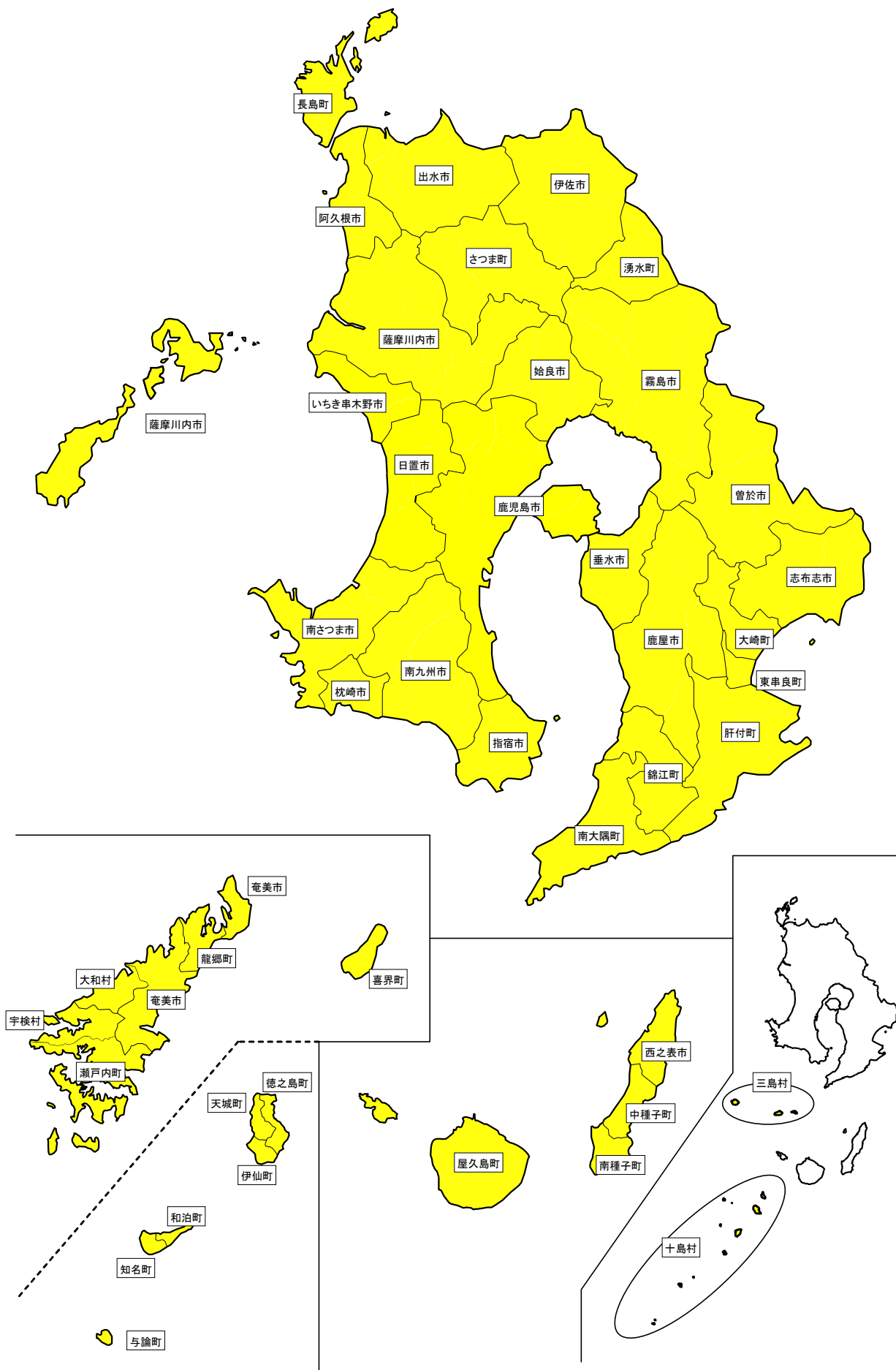
平成22年4月1日現在

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
鹿児島市	保健総務課	890-8543	鹿児島市鴨池2-25-1-11	099-258-2321
	健康福祉総務課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課(保健センター)	893-0007	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110
	福祉政策課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課(健康センター)	898-0034	枕崎市日之出町231	0993-72-7176
	市福祉事務所	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課 生きがい対策課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
出水市	いきいき長寿課・保健センター 福祉課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111
伊佐市	健康増進課 福祉事務所	895-2511	伊佐市大口里1888	0995-23-1311
指宿市	健康増進課 長寿介護課・地域福祉課	891-0497	指宿市十町2424	0993-22-2111
西之表市	健康保険課 市福祉事務所	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111
垂水市	保健福祉課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開聞町6-10	0996-22-8811
	福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課 福祉課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-273-2111
曾於市	保健福祉課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-8806
	市福祉事務所	899-4192	曾於市財部町南俣11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課 保健福祉政策課	899-4394	霧島市国分中央3-45-1	0995-64-0905 0995-64-0904
いちき串木野市	健康増進課 福祉課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
南さつま市	保健課 福祉課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111
志布志市	保健課 福祉課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111
奄美市	健康増進課 福祉政策課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
南九州市	健康増進課 市福祉事務所	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
姪良市	健康増進課 社会福祉課	899-5492	姪良市姪良町宮島町25	0995-66-3111
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
さつま町	健康増進課 福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	保健衛生課 町民福祉課	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
湧水町	保健衛生課 福祉課	899-6292	始良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	福祉課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	保健福祉課 住民生活課	893-2392 893-2492	肝属郡錦江町城元963 肝属郡錦江町田代麓827-7	0994-22-0511 0994-25-2511
南大隅町	保健課 町民福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3111
肝付町	保健課 福祉課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2511
中種子町	町民保健課(健セク) 福祉環境課	891-3604 891-3692	熊毛郡中種子町野間6662 熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1133 0997-27-1111
南種子町	保健福祉課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町	健康増進課・介護衛生課 屋久島町福祉事務所	891-4404 891-4311	熊毛郡屋久島町尾之間157 熊毛郡屋久島町安房650-27	0997-43-5900 0997-46-2235
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2111
宇検村	保健福祉課	894-3301	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町湾1746	0997-65-1111
徳之島町	保健福祉課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	保健福祉課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	保健福祉課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	保健福祉課 保健福祉課・町民支援課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-92-1111
知名町	保健福祉課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-93-3111
与論町	町民福祉課	891-9301	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-3111

(参考) 鹿児島県内の市町村合併の状況

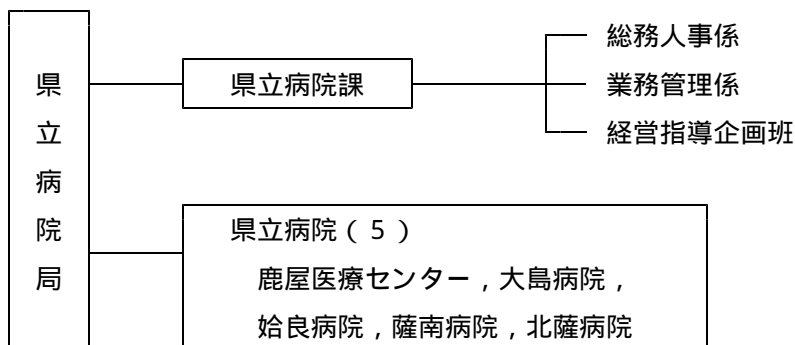
合併日	新市長村名	旧市町村名	合併後の市町村数
H16.10.12	薩摩川内市	川内市，樋脇町，入来町，東郷町， 祁答院町，里村，上甌村，下甌村， 鹿島村	88市町村(14市69町5村)
H16.11.1	鹿児島市	鹿児島市，吉田町，桜島町，喜入町， 松元町，郡山町	83市町村(14市64町5村)
H17.3.22	さつま町	宮之城町，鶴田町，薩摩町	79市町村(14市60町5村)
H17.3.22	錦江町	大根占町，田代町	
H17.3.22	湧水町	栗野町，吉松町	
H17.3.31	南大隅町	根占町，佐多町	78市町村(14市59町5村)
H17.5.1	日置市	東市来町，伊集院町，日吉町，吹上 町	75市町村(15市55町5村)
H17.7.1	曾於市	大隅町，財部町，末吉町	72市町村(16市51町5村)
H17.7.1	肝付町	内之浦町，高山町	
H17.10.11	いちき串木野市	串木野市，市来町	71市町村(16市50町5村)
H17.11.7	霧島市	国分市，溝辺町，横川町，牧園町， 霧島町，隼人町，福山町	61市町村(16市40町5村)
H17.11.7	南さつま市	加世田市，笠沙町，大浦町，坊津 町，金峰町	
H18.1.1	鹿屋市	鹿屋市，輝北町，串良町，吾平町	54市町村(17市32町5村)
H18.1.1	指宿市	指宿市，山川町，開聞町	
H18.1.1	志布志市	松山町，志布志町，有明町	
H18.3.13	出水市	出水市，野田町，高尾野町	52市町村(17市30町5村)
H18.3.20	奄美市	名瀬市，住用村，笠利町	49市町村(17市28町4村)
H18.3.20	長島町	東町，長島町	
H19.10.1	屋久島町	上屋久町，屋久町	48市町村(17市27町4村)
H19.12.1	南九州市	穎娃町，知覧町，川辺町	46市町村(18市24町4村)
H20.10.1	伊佐市	大口市，菱刈町	45市町村(18市23町4村)
H22.3.23	姶良市	加治木町，姶良町，蒲生町	43市町村(19市20町4村)



県立病院局関係

県立病院は、企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進することを経営の基本原則とし、地域の中核的医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な救急・結核・精神等の政策医療や高度・専門医療など県立病院にふさわしい医療の提供に努めているところです。

県立病院事業については、安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「県立病院事業改革基本方針」に基づき、平成18年4月から地方公営企業法の全部の規定を適用し、県立5病院を統括する事業管理者の配置や県立病院局の設置等を行ったところであり、今後とも引き続き、県民に高度・良質で満足の得られる医療の提供に努めます。



(1) 平成22年度県立病院局予算の概要

区 分	平成22年度当初	平成21年度当初	伸 び 率
病 院 事 業	千円	千円	%
収益的収入及び支出			
病院事業収益	17,335,218	16,796,488	103.2
病院事業費用	17,473,286	17,350,380	100.7
資本的収入及び支出			
資本的収入	1,920,062	1,567,317	122.5
資本的支出	2,506,329	2,506,570	100.0

(2) 県立病院局の事務分掌

課名	係 名	事 務 分 掌
県立病院課	総務人事係	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院課の予算，決算，庶務等 ・県立病院局の人事，給与，企画調整，資金管理，財産管理等
	業務管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の予算，決算，出納検査，監査等 ・病院の業務指導等
	経営指導企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の経営企画・改革，経営指導等

(3) 鹿児島県立病院事業改革基本方針

はじめに(県立病院事業改革に取り組む背景等)

県立病院は、県の医療政策の具体的な担い手として設置され、医療面では地域の中核的医療機関として地域医療の確保に努めてきたが、経営面では患者数減少や診療報酬の引下げ等もあり収支の悪化が進み、「経済性と公共性」の両立が困難となりつつある。

これまで県においては、「病院事業経営健全化計画」(計画期間：平成8～12年度)及び「県立病院事業経営計画」(計画期間：平成13～17年度)を策定し、「経済性と公共性」の調和のとれた経営を目指して医療面・経営面における取組を進めているが、計画目標の「一般会計繰入金を国の指導基準内とする」ことについては達成したものの、「減価償却前での単年度収支の均衡の定着を図る」ことについては、平成14年度は初の赤字決算となり、目標を達成できなかった。

キャッシュベースの収支は、平成14年度以降大幅な赤字が続いており、このまま特段の措置を講じなければ、数年後には事業運営等に必要な内部留保資金が枯渇し、不良債務が発生する恐れがあるなど経営は危機的状况にある。

平成16年8月に外部有識者による「県立病院事業在り方検討委員会」を設置し、経営形態の見直しを含む今後の在り方及び経営改善方策等について、平成16年11月に「中間提言」を、平成17年4月に「最終提言」をいただいた。最終提言においては、環境変化への迅速な対応や経営力の強化を図ることが可能な方式である地方公営企業法の「全部適用」を導入し、抜本的な改革に取り組むこと、また、病院事業に携わる全職員は、「経済性と公共性」の両立が困難となった病院は公設民営や民間移譲を含めた経営形態の見直し等を検討することとなることを念頭に置き、改革に取り組むべきであるとされている。

第1 基本方針の位置づけ

県は、県立病院が地域の中核的医療機関として、県民の医療ニーズに対応した高度・良質な医療を提供するため、現在の危機的な経営状況から早急に脱却し、安定した経営基盤の確立を図ることを基本とした「県立病院事業改革基本方針」を策定し、これを着実に推進することにより「経済性と公共性」の調和のとれた経営が行える体制づくりを目指す。

県は「県立病院事業在り方検討委員会」から提出された「中間提言」や「最終提言」の趣旨を踏まえ、第2に示す専任の管理者を配置して改革に取り組むこととする。

管理者が取り組むべき改革の方向性を第3に示す。

平成17年度は、第3に示す改革の方向性に基づき早急に取り組むべき経営改善策等について可能なものから順次取り組むなど、改革のための環境整備を図る。

第2 改革のための体制整備と改革目標

病院事業について、環境変化への迅速な対応や優秀な医師を確保して能率的な経営を行うため、経営権限を持った管理者を配置して経営力の強化等を図ることが可能な方式である地方公営企業法の「全部適用」を導入する。

1 「全部適用」の導入

(1) 導入時期

平成18年度

(2) 管理者

医療・病院経営に精通した経営者(医師)を確保する。

(3) 補助機関

経営企画等の機能充実を図るため、病院局を設置するとともに、経営方針の決定や改革の進捗状況等を管理するため、管理者、院長等で構成する経営会議を設置する。

2 改革期間

全部適用により集中して改革に取り組む期間は、平成18年度～22年度(5年間)とする。

3 改革目標改革期間内の目標は、次のとおりとする。

(1) 経営面

一般会計繰入金

国の指導基準の範囲内とする。

収支目標

減価償却前での単年度収支の均衡を図りつつ、キャッシュベースでの収支の均衡に最大限努力する。

(2) 医療面

県民の医療ニーズに対応し、高度・良質な医療を提供することを基本とし、地域の中核的医療機関として、他の医療機関との適切な役割分担を図りながら、一般医療のほか公的医療機関でなければ対応することが困難な政策医療や高度・専門医療等の提供に努める。

第3 改革の具体的方策と県立病院の役割等

経営面では安定した経営基盤の構築を目指し、医療面では県民に高度・良質で満足の得られる医療の提供を行うとともに、県立病院の役割等は随時見直しを行う。

1 経営改革の具体的方策

(1) 職員の意識改革と管理運営体制の確立

職員の意識改革

病院事業に携わる全職員に「県民に高度・良質で満足の得られる医療を提供するためには経営基盤が安定してはじめて可能である」という共通認識を持たせる。

管理運営体制の確立

ア 予算の編成・執行や人員配置など院長の裁量権の範囲の拡大等について検討するほか、目標管理システム等の導入を通じて各部署の計画目標が予算編成等に反映される仕組みについて検討する。

イ 部門別原価計算や他の類似の公的病院との比較・分析等により、経営状況や問題点を把握・解明し、経営の効率性を高め、独立採算性の向上に努める。

(2) 収益の確保

患者数回復等への取組

質の高い医療の提供による患者満足度の向上や専門外来の充実・拡充を図るとともに、診療内容等について情報提供の充実を図る。

優秀な医師等の確保

ア 質の高い医療を提供するため、優秀な医師（特に指導医）の確保を図るほか、給与等の条件整備を含めた環境の整備・充実を図る。

イ 病院事務に精通した事務職員や優秀な医療技術職員の確保・養成に努める。

診療報酬請求漏れ等の防止

診療報酬制度の改正等に対応するため、組織の内外から専門的知識を有する人材の登用を検討する。また、高額レセプト等の複数医師によるチェックや材料購入部門と医事、看護部門との緊密な連携づくりに努める。

(3) 人件費比率の低減化

収益の増加に最大限の努力を傾注しつつ、人件費比率の低減化に取り組む。

配置人員の見直し

業務量に応じた職員の適正配置や臨時職員等の活用など柔軟な対応に努める。

給与の見直し

職務と責任に応じた給与等となるよう制度運用の見直しに取り組むとともに、職員の意欲を引き出せる給与体系の導入について検討するほか、経営状況を勘案した給与水準の在り方について検討する。

(4) 民間への業務委託等の推進

費用対効果や患者サービスが低下しないよう十分留意しながら、外部委託等で対応可能な業務については、委託化を推進する。

庁舎管理業務、運転業務、給食・調理業務、検査業務、医事業務等については、民間病院に準じて業務委託に努める。

業務見直しや委託化する部門に配置されている職員については、配置転換・職種転換などの人事面での適切な処遇を行う。

(5) 薬品・診療材料等の購買機能の強化及び適正化

薬品・診療材料については、スケールメリットを活かした廉価購入の在り方について検討し、医療機器の購入については、これまで以上に費用対効果や必要性等を十分に検討するとともに、価格等の情報収集を行い、廉価購入に努める。

(6) 適正な労使関係の確立

社会情勢の変化や医療環境の変化に柔軟に対応した病院運営が必要であることを十分認識し、適正な労使協調関係の構築に努める。

(7) その他(進行管理等)

病院毎の改革目標の達成状況については、院内に設置された委員会において進行管理を行う。また、5病院全体については、外部有識者による定期的な評価を実施する。

各病院毎に経営面、医療面の評価基準を作成し、取組状況を検証・評価するシステムの導入を検討する。

2 県立病院の役割及び診療体制の見直し等

(1) 県立病院の役割

公的医療機関でなければ対応することが困難な政策医療や高度・専門医療など、地域で不足する分野について、引き続き医療の提供に努める。

これまで以上に公立病院としての存在意義・使命を明確にし、独立採算部門である一般医療分野については、医療面では民間医療機関との連携を保ちつつ医療提供を行い、経営面では民間と同様に効率化を進める。

(2) 県立病院の役割の見直し及びネットワークづくり

病院ごとに設置根拠・経緯、立地条件、規模、診療内容、担っている役割等が異なっているが、県立病院の果たすべき役割は地域実情や社会情勢の変化に合わせ必要に応じて見直すほか、県保健医療計画の見直し等と合わせ見直す。

地域の医療機関との連携強化に努めるとともに、高度専門医療等への対応をより進めるため、公立病院や民間病院との相互協力・支援体制づくりのための医療供給ネットワークの構築について検討する。

(3) 病院毎の見直しの方向

各病院は地域の特性を踏まえ、地域の医療ニーズや民間医療機関の対応状況を把握し、提供する医療の範囲を取捨選択して対応する。

必ずしも県立病院で担う必要のなくなった診療科(病床数)については、縮小等を検討する。病院ごとの診療体制は、次に示すことを基本として医療の提供等を行う。

病院	診療体制等
鹿屋	地域の中核的医療機関として、地域の医療機関等と連携を推進しながら、高度・専門医療や二次救急医療を中心に、地域に不足する医療等を提供する。 なお、高度・特殊・その他の政策医療は一般医療が整ってこそ成り立つものであり、また、県民も一般医療を望んでいることを念頭に置き、独立採算部門である一般医療についても一定の医療の提供に努める。
大島	奄美群島の基幹病院として、奄美群島の医療は可能な限り群島内で完結させることを目標に地域医療の確保に努め、地域の医療機関等との連携を推進しながら、地域の医療機関では対応困難な高度・専門医療や二次救急医療を提供する。 また、へき地診療機能等の充実に努める。
薩南	地域の中核的医療機関として、保健・医療・福祉施設等との連携を図りながら、急性期疾患に対応する医療をはじめ、高度・専門医療や二次救急医療を提供する。 また、地域に不足する医療を提供する。
北薩	地域の中核的医療機関として、保健・医療・福祉施設等との緊密な連携のもとに、地域全体の医療供給体制づくりを推進し、急性期疾患に対応する医療をはじめ、高度・専門医療と二次救急医療を提供する。 また、公的医療機関や民間医療機関との医療供給ネットワークを構築し、地域に不足する医療を提供する。
始良	県内唯一の公立精神病院であり、他の医療機関との連携を図りながら、本県精神医療の中核的医療機関として急性期に対応する精神医療を中心に提供する。 治療困難な患者や触法精神障害者、応急入院などの救急患者への対応を進めるとともに、治療を受けながら社会生活を送ることができる通院治療等への対応を推進する。

(4) 平成22年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業
-----	----------

(所管：県立病院課)

継続(昭和39年度)

1 目的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備，医療機器を整備する。

2 内容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	診療機能の充実，患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	診療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予算

事業区分	総事業費	県予算額			備考
		22年度当初	21年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 750,547	千円 750,547	千円 624,833	% 120.1	
県立病院医療機器整備事業	780,668	780,668	516,515	151.1	
計	1,531,215	1,531,215	1,141,348	134.2	

4 22年度実施計画及び事業実績

事業区分	平成22年度	平成21年度	平成20年度
県立病院施設整備事業	大島：地域救命救急センター設計委託 薩南：空調設備改修工事 北薩：壁面高反射塗装工事 始良：医療観察法病棟新築工事 等	大島：空調設備改修工事 薩南：高置水槽改修工事 始良：医療観察法病棟新築工事 等	大島：むつみ寮新築工事 始良：医療観察法病棟設計委託 等

事業区分	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：超音波診断装置 大島：遠隔画像診断システム 生理検査システム 薩南：超音波診断装置 北薩：無散瞳眼底カメラ 始良：一般用X線撮影装置 全病院：診療情報システム等	鹿屋：磁気共鳴断層撮影装置 大島：X線TV装置 薩南：内視鏡カメラ 北薩：デジタルガンマカメラ 始良：電気消毒保管庫等	鹿屋：散薬監査システム 大島：多目的血管造影システム 白内障超音波乳化吸引装置 薩南：リニアック 北薩：睡眠時無呼吸検査装置 始良：デジタルX線画像診断システム等

5 その他参考事項
 < 県立病院の状況 >

病院名	種別	病床数 (床)	診療科目	患者数 (22年度計画)	
				入院 (人)	外来 (人)
県民健康プラザ 鹿屋医療センター	一般 感染症	150	内科, 小児科, 外科, 整形外科, 産科, 婦人科, 耳鼻いんこう科, 眼科, 放射線科, 麻酔科, 循環 器科, 脳神経外科 12科	49,006	38,816
大島病院	一般 感染症 結核	315	内科, 精神科, 神経内科, 消化 器科, 循環器科, 小児科, 外科, 整形外科, 脳神経外科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, 耳 鼻いんこう科, 放射線科, 歯科 口腔外科, 麻酔科 17科	107,648	117,718
薩南病院	一般 感染症 結核	155	内科, 消化器科, 循環器科, 小 児科, 外科, 整形外科, 放射線 科 7科	48,923	52,561
北薩病院	一般 感染症	150	内科, 神経内科, 呼吸器科, 消 化器科, 循環器科, 小児科, 外 科, 脳神経外科, 耳鼻いんこう 科, 放射線科 10科	47,744	59,146
始良病院	精神	265	精神科, 神経科, 歯科 3科	92,642	19,989
計		1,035	49科	345,963	288,230